

令和 8 年 9 月 16 日

各 都道府県介護保険主管課
各 市町村介護保険主管課
各 介護サービス事業所 御中

厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課

令和 8 年度老人保健健康増進等事業（老人保健事業推進費等補助金）
「中山間・人口減少地域において介護サービスを事業として実施する仕組みの実施に関する調査研究事業」
「中山間・人口減少地域における介護サービス提供体制に関する調査」への
ご協力をお願い

介護保険行政の運営につきましては、日頃から格別のご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、今般、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社において、厚生労働省補助事業の令和 8 年度老人保健健康増進等事業として、「中山間・人口減少地域において介護サービスを事業として実施する仕組みの実施に関する調査研究」を実施することとなりました。

中山間・人口減少地域においては、季節による繁閑や移動の長距離化等による負担、高齢者人口の減少に伴うサービス需要の縮小等により、安定的かつ予見性のある介護サービス提供体制の確保が課題となっています。こうした課題を踏まえ、令和 8 年介護保険法改正により、地域の実情に応じた配置基準や包括的な評価の仕組みの導入可能とする特例介護サービスにおける新たな類型（特定地域サービス）や、市町村が給付の仕組みに代えて、事業としてサービスを実施することができる新たな仕組み（特定地域居宅サービス等事業）が創設されました（令和 9 年 4 月施行）。

本調査は、介護サービス提供体制の維持・確保のため、今後、柔軟な対応が求められる中山間・人口減少地域の実情を把握し、これらの新たな仕組みの具体的な制度設計に資する情報収集を行うことを目的としており、今後の制度改正等の検討にあたって重要な調査となっております。

つきましては、ご多用の折大変お手数をおかけしますが、本事業の趣旨をご理解の上、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、調査の結果につきましては、令和 9 年 4 月以降に三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社のホームページに掲載される予定です。

本調査の主旨や市町村への送付方法等に関するお問い合わせにつきましては、三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社までお願いいたします。

【厚生労働省担当】

厚生労働省 老健局認知症施策・地域介護推進課 基準第二係

※調査に関するお問い合わせ先：

三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社（別添をご参照ください）